

業務用シズル音提供サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社 Musignal(以下「当社」といいます。)は、業務用シズル音提供サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより本サービス（第3条に定義します。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款（別紙 料金表を含みます。）を改定することがあります。この場合において加入者は、変更後の約款（別紙料金表を含みます。）の適用を受けるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 本サービス	当社が Sizzle Panel 用音響機器システムにより提供する、当社と業務用シズル音提供サービス契約を締結した者が利用できる業務用シズル音提供サービスおよびそれに付帯するサービスの総称
② 本プラン	契約期間を定めた、本サービスのプランの総称
③ シズル音提供サービス	Sizzle Panel を貸与により提供できる音源コンテンツを含めた音響機器システム
④ 音源コンテンツ	加入者と合意した集客、販売促進を目的とした音源、音響機器システムに含みます
⑤ Sizzle Panel レギュラー	標準サイズ・キャンバス形状の機種。家庭用電源だけに対応可能

⑥ Sizzle Panel ハーフ	小型サイズ・キャンバス形状の機種。家庭用電源だけに対応可能
⑦ 加入者	当社とシズル音提供サービスを契約した者
⑧ 加入申込者	当社にシズル音提供サービス契約の申込みをする者
⑨ 対象店舗	シズル音提供サービス契約に基づき本サービスの提供を受ける店舗、 および施設等
⑩ 加入申込書	当社にシズル音提供サービス契約の申込みをする時に当社所定の情 報を通知するために用いる書面
⑪ 加入申込	加入申込者が加入申込書にてシズル音提供サービス契約の締結意思 を表示する行為
⑫ 音響機器	当社が加入者に貸与する本サービス専用音響機器（付属品を含む）

第2章 契約

（業務の一部委託）

第4条 当社は、本サービスを提供するにあたり、シズル音提供サービスの申込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

（契約の成立）

第5条 加入申込者は、加入申込みにあたり、対象店舗名称、対象店舗住所、本プランの種類、料金の支払方法、およびその他当社所定事項を加入申込書に記入またはWEB入力するものとします。

2 シズル音提供サービス契約は、加入申込者が前項に従って加入申込をし、当社がその内容を確認、加入申込の承諾をすることにより、当社が承諾した日（以下「契約日」といいます。）をもって成立するものとします。

3 当社は、前項の定めに従い加入申込を承諾した場合、その旨、および契約日を、当社所定の方法により加入者へ通知します。

4 当社は、加入申込者が次の各号に掲げる場合、加入申込を承諾しないことがあります。

① 加入申込者が本約款およびシズル音提供サービス契約に基づいて支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき

② 加入申込者が著作権および著作隣接権を侵害するおそれがあると当社が判断したとき

③ 加入申込者が本サービス契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき

④ 本サービスを法令に反する目的で使用するおそれがあると当社が判断したとき

⑤ 本条第 1 項の申込みに際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき

⑥ 本サービスの提供が困難と当社が判断したとき

⑦ 加入申込者がこれまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠った、またはその他当社に損害を与えた事実が判明したとき

⑧ その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

5 当社は、前項の規定により本サービスの加入申込みを承諾しない場合、その加入申込者に対し、当社所定の方法によりその旨の通知をします。

6 本サービス契約に本約款と抵触する定めをした場合、当該本サービス契約に定める対象店舗は、本サービス契約の定めが本約款に優先して適用されるものとします。

(契約内容等の変更)

第 6 条 加入者は、前条第 1 項で記入または入力した加入申込書の内容等、本サービス契約に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届け出るものとします。

2 当社は、加入者から前項に定める届出があった場合、その届出に前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用します。

3 本サービスの契約内容等の変更の取り扱いについて、別紙料金表および加入申込書に特段の規定がある場合は、その規定を適用します。

4 当社は、加入者が本条第 1 項の届出を怠ったことにより生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(契約の有効期間)

- 第7条 本サービス契約の有効期間は、別紙料金表2記載の各プランの内から加入者が選択した期間とします。但し、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに加入者または当社から当社所定の方法で更新拒絶の意思表示がない限り、本サービス契約は、更に同一の期間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。なお、契約更新時にプランを変更することもできます。この場合有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、当社所定の加入者は当社所定の方法で手続をとっていただく必要があります。
- 2 前項に基づく本サービス契約の有効期間内において、本サービスの提供を受けるに十分な状況下であるにかかわらず、第11条に定める利用料の発生しない期間がある場合、その期間に相当する月数分は、その有効期間に加算し、延長されるものとします。

第3章 本サービスの提供および受信

(本サービスの提供)

- 第8条 当社は、本サービス契約の有効期間中本サービスを1日24時間、週7日、対象店舗に提供します。但し、音響機器の不具合、メンテナンス、およびその他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではなく、当社は、本サービスの提供を休止することがあります。

(音響機器の設置等)

- 第9条 当社は、本サービス契約に基づき、音響機器を加入者へ貸与により提供します。音響機器の貸与の条件は、当社が別途定めるものとします。
- 2 加入者は、音響機器等を通して本サービスの提供を受けるものとします。
- 3 当社は、音響機器を対象店舗内の加入者が指定する場所に設置します。
- 4 音響機器の設置や本サービスの提供を受けるために電源ケーブル等の補助器具を必要とする場合においては、その費用は、加入者が負担するものとします。
- 5 加入者は、本サービスの聴取において一切の法令（消防法を含みますがこれに限

りません)を自らの費用と責任において遵守することを当社に保証するものとします。

6 当社は、音響機器を設置するために、加入者が所有、賃借または占有する土地、建物、構築物等を何らの対価を生じさせることなく使用できるものとします。

7 加入者は、前項の使用に関し利害関係者(対象店舗が所在するビルの所有者、管理者等を含みますが、これに限りません。)がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を適切に得るものとします。また、加入申込者(または加入者)と利害関係者との間に何等かの紛争が生じた場合においては、当社は、当該利害関係者と交渉等を行うなど、当該利害関係者に対し、何らの義務も有しないものとします。

(音響機器の管理等)

第10条 加入者は、音響機器を自己の責任で維持、管理するものとします。

2 加入者は、音響機器を動作させるために必要な電気料金その他の費用を負担するものとします。

3 加入者の責に帰すべき事由によると当社が判断する音響機器の毀損、滅失、盗難等があった場合、加入者は、別紙 料金表に規定する音響機器紛失手数料を当社に支払うものとします。

(本サービスの障害)

第11条 加入者は、音響機器を正常に受信できない等障害が発生した場合、音響機器等に故障または不具合がないことを確認した上で、その旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の通知があった場合、速やかに障害の原因を調査するものとします。

3 当社は、前項に基づく調査の結果、音響機器に修理または交換が必要と認められた場合、当社所定の方法によりその音響機器の修理または交換をするものとします。なお、この場合、加入者は、次の各号を予め承諾するものとします。

① 障害の解消に音響機器の交換が必要となった場合、交換後の音響機器は交換前と同じ仕様の別の音響機器、または同等の機能を有する仕様の異なる音響機器となる場合があります。

②音響機器の故障の原因が加入者の責任によるものと当社により確認できた

場合、その調査、および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日および交通費等を含みます。）並びに故障した音響機器の修理または交換に係る費用を、当社の請求に従いお支払いただきます。

第4章 料金

（料金および支払）

- 第12条 加入者は、当社が別紙料金表に規定する初期費用、利用料およびその他費用を当社に支払うものとします。
- 2 当社は、加入者が支払わなければならない初期費用、利用料、およびその他費用を、加入申込み時に加入申込者に通知するものとします。
 - 3 当社は、支払われた初期費用、利用料、およびその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、返還いたしません。
 - 4 加入者は、各種手続きの実施を申請する場合、別紙料金表に定める手数料を支払うものとします。
 - 5 加入者は、第2条の定めに従い本約款が改定され、利用料の改定が行なわれた場合、既に支払った利用料（以下「前払い利用料」といいます。）と改定された利用料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、前払い 利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いの一部に充当し、債権債務が対当額をもってそれぞれの発生日にて相殺されることを加入者、当社は予め合意するものとします。
 - 6 加入者からの申出により、本サービスの種類または本プランの種類を変更した場合の前払い利用料と変更後の利用料との過不足についても、前項と同様の扱いとします。

（延滞利息）

- 第13条 加入者が支払うべき初期費用、利用料、およびその他の本サービス契約に基づく金銭債務に関し、当社が定める支払期日を1ヶ月超えても加入者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間に

ついて年 14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、加入者に対し請求できるものとし、加入者はその請求に従いそれを支払うものとします。

第 5 章 契約の解除等

(当社が行う契約の解除等)

第 14 条 当社は、第 20 条各号に定める事項並びに加入者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合、およびその他本約款に違反した場合、相当の期間を定めた催告の上、加入者に対する本サービスの提供を終了し、本サービス契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、当社が別紙料金表に定める手数料および違約金を支払うものとし、当社は、加入者の前払い利用料を払い戻しません。

2 当社は、次の各号のいずれかの事由により加入者への本サービスの提供が不可能となった場合、またはそのおそれが生じた場合、その旨を加入者へ当社所定の方法により通知し、加入者とのシズル音提供サービス契約を終了するものとします。

- ①シズル音提供サービス用設備に回復不能の損害が生じたとき
- ②シズル音提供サービス用設備の撤去を行うとき
- ③その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能となったとき
- ④当社が本サービスを廃止したとき

3 前項の定めに基づき、シズル音提供サービス契約が終了した場合、当社は加入者に対し、前払い利用料を払い戻すものとします。

4 本条第 1 項または前項に基づき当社がシズル音提供サービス契約を解除した者が、再び本サービスの提供を希望した場合、その者は、シズル音提供サービス契約を解除された原因を除去した上で、第 6 条の定めに従い、当社とのシズル音提供サービス契約を再度締結することを必要とします。

(音響機器の返却等)

第 15 条 加入者は、本サービス契約が解除され、または終了した場合、当社所定の方法により、音響機器を当社に返却するものとします。

(音響機器の滅失・紛失・盗難等)

第16条 音響機器の滅失・紛失・盗難等により当社から貸与された音響機器の返却が不可能となった場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、別紙料金表に定める手数料を支払うものとします。

2 加入者が、前項に定める費用を支払った後に音響機器が返却可能となった場合においても、当社は、既に受領した手数料の払い戻しを行わないものとします。

3 本条第1項にかかわらず、加入者から代品の請求があるときは、当社は加入に対し代品を提供し、サービスの提供を継続するものとします

(債権の譲渡)

第17条 当社は、利用料およびその他加入者に対し当社が保有する債権の全部、または一部を、第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合、予め当社所定の方法により加入者に対して通知します。

第6章 禁止事項等

(禁止事項等)

第18条 加入者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号で定める行為を行なってはならないものとします。

- ①本約款およびシズル音提供サービス契約に規定する方法によらないで、
本サービスの提供を不正に受け、または受けようとする行為
- ②音響機器の転貸、譲渡、売却、および質入等の行為
- ③音響機器を分解し、または音響機器に変更を加える行為
- ④シズル音提供サービス契約に定める対象店舗住所から音響機器を移動する行為
- ⑤本サービスに係る著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為、
または侵害のおそれのある行為
- ⑥本サービスを別途の著作物使用料を支払うことなく、個人的にもしくは家庭

内その他これに準ずる限られた範囲内における使用（以下「私的使用」といいます。）、または対象店舗以外で使用する行為

- ⑦法、法令、および公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑧本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑨他の加入者に障害が生じる、またはそのおそれのある行為

（免責事項）

第 19 条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償および復旧等の責任を負いません。

- ①天災、事変、および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- ②当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- ③他の加入者の行為に起因する本サービスの障害
- ④逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- ⑤本サービスの音源コンテンツ内容を加入者への事前通告なく変更すること
- ⑥台風、地震、落雷などの自然災害に起因する、本放送用設備および音響機器による加入者および対象店舗が所有または専用する動産、もしくは不動産に対する損害
- ⑦音響機器の設置に関して、当該工事から1年を経過した後の施工また作業箇所が発生した不具合による損害
- ⑧本サービス契約終了後の対象店舗の外装、および内装に対する原状回復

第 7 章 権利関係

（権利の譲渡）

第 20 条 加入者は、本サービス契約上の権利、義務、およびその他本サービス契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。

(契約上の地位の承継)

第21条 加入者の本サービス契約上の地位は、会社法に基づく事業承継または法定相続等による場合かつ当社が別途その承継を承諾した場合に限り第三者が承継することができるものとします。

2 本サービス契約上の地位の承継を受けることを希望する者は、速やかに当社が指定する方法により、事業承継の事実、およびその他当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。なお、当社が本サービス契約上の地位の承継を承諾しない場合、その地位の承継を希望した者が本サービスの提供を受けるためには、新規の加入申込をする必要があります。

第8章 個人情報の保護

(個人情報の取扱)

第22条 当社は、保有する加入者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従うほか、本サービスの加入者の個人情報について以下の目的で利用します。

- ①加入者への本サービスの提供
- ②加入者の管理
- ③本サービスの運営上必要な事項の連絡
- ④音響機器等の梱包、発送業務
- ⑤料金の請求に関する業務
- ⑥加入者からの問合せへの対応業務
- ⑦当社が発行するメールマガジンの配信
- ⑧当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘(Eメール等)
- ⑨キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- ⑩新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従い個人情報を適切に

保護し、

- (イ) 加入者の同意が得られた場合、
- (ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、
- (ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要なに応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性
料金の決済を行うため	氏名、ユーザー名、料金	電子データ	カード決済代行業者、金融機関

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

(本人確認と代理人による請求)

第23条 当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

(苦情処理)

第24条 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

第9章 その他

(反社会的勢力排除に関する表明保証)

第25条 加入申込者は、本サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 加入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。

- ①反社会的勢力に属していること
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ③反社会的勢力を利用していること
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項各号のいずれかに該当した加入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 加入者および当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、仙台地方裁判所または仙台簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上 全26条

別紙 料金表

1. 通則

① 利用料の計算

加入者は、有効期間開始日から起算して加入者の選択したプランの有効期間満了日まで
の利用料を当社に支払うものとします。契約有効期間中に音響機器を返却された場合で
も、当社は、利用料の払い戻しを行いません。

② 消費税および地方消費税の加算

本約款の規定による利用料その他債務の支払いを要するものとされている額は、特段の定
めのない限り、料金表に定める額に消費税および地方消費税を加算した額とします。

③ 端数処理

当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その
端数を切り捨てます。

④ 支払いに係る手数料

振込手数料等の利用料その他債務の支払いに係る手数料は、加入者の負担とします。

2. 本サービスおよび本プラン

本サービスには、下表のとおりプランがあります。

本サービス名	本プラン名	プラン 期間、及び、金額
業務用シズル音 提供サービス	初回無料お試し付きプラン	6か月間 ￥60,000(税別) 初回無料お試し期間二か月間付き

業務用シズル音提供サービス加入者様へ、下記を有料貸与致します。

- ・音響機器(Sizzle Panel、レギュラーまたはハーフ)
- ・付属品 (設置用スタンド、A Cアダプタ、リモコン)

尚、音響機器外装デザインは選択可能です。

3. 初期費用

下記の場合に、初期費用ご負担のお願いを致します。

- ① 個別のデザインをご要望頂いた場合 個別見積もり
- ② 個別の音源コンテンツをご要望頂いた場合 個別見積もり
- ③ お客様より設置要望を頂いた場合

地域により金額が異なります。また、対応できるエリアが限定されます。

対象エリア	設置費用
宮城県	当社負担で対応します
山形県	¥ 20,000(税別)
福島県	¥ 20,000(税別)
埼玉県	¥ 20,000(税別)
東京都	¥ 20,000(税別)
千葉県	¥ 20,000(税別)
神奈川県	¥ 20,000(税別)

4. 音響機器紛失手数料

毀損、滅失、盗難等があった場合、速やかに当社へ連絡をお願いいたします。

内容を精査させていただき、個別に協議を申入れ致します。

1台あたり、最大、¥60,000(税別)のご負担をお願いする場合がございます。

※音響機器紛失手数料については、貸与製品の製品価値が維持できないとする判断基準より、その金額が利用料の金額以上になるケースがありますのでご注意ください。

5. お試し期間中に関する取り決め事項

初回に限って音響機器をお届けした日の属する月の翌月1日から起算して2か月間をお試し期間とし、同期間終了前に契約解除申入れの場合には料金の発生はございません。同期間内に契約解除申入れがない場合には、同期間満了日の翌日から有効期間が始まります。

附則

1. 実施期日

本約款は、令和元年11月14日から実施します。

2. 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	2019.11.14	初版発行
第2版	2020.02.03	別紙 料金表 2項 本プラン名変更 スタンダードプラン廃止、スペシャルバリュープラン廃止 無料お試し付きプラン新設 別紙 料金表 5項 表記内容を変更 プラン廃止・新設に伴い、お試し期間に関する取り決め事項記載内容の変更
	2020.03.02	誤記訂正 第10条を第9条へ訂正(以降全て1マイナス記載)
第3版	2020.03.31	9条 文言修正 利用開始日説明を削除 別紙 料金表 1項 文言修正 利用開始日⇒有効期間開始日 別紙 料金表 2項 本プラン名変更 初回無料お試し付きプランへ名称変更 別紙 料金表 5項 表記内容を変更 プラン廃止・新設に伴い、お試し期間に関する取り決め事項記載内容の変更

以上